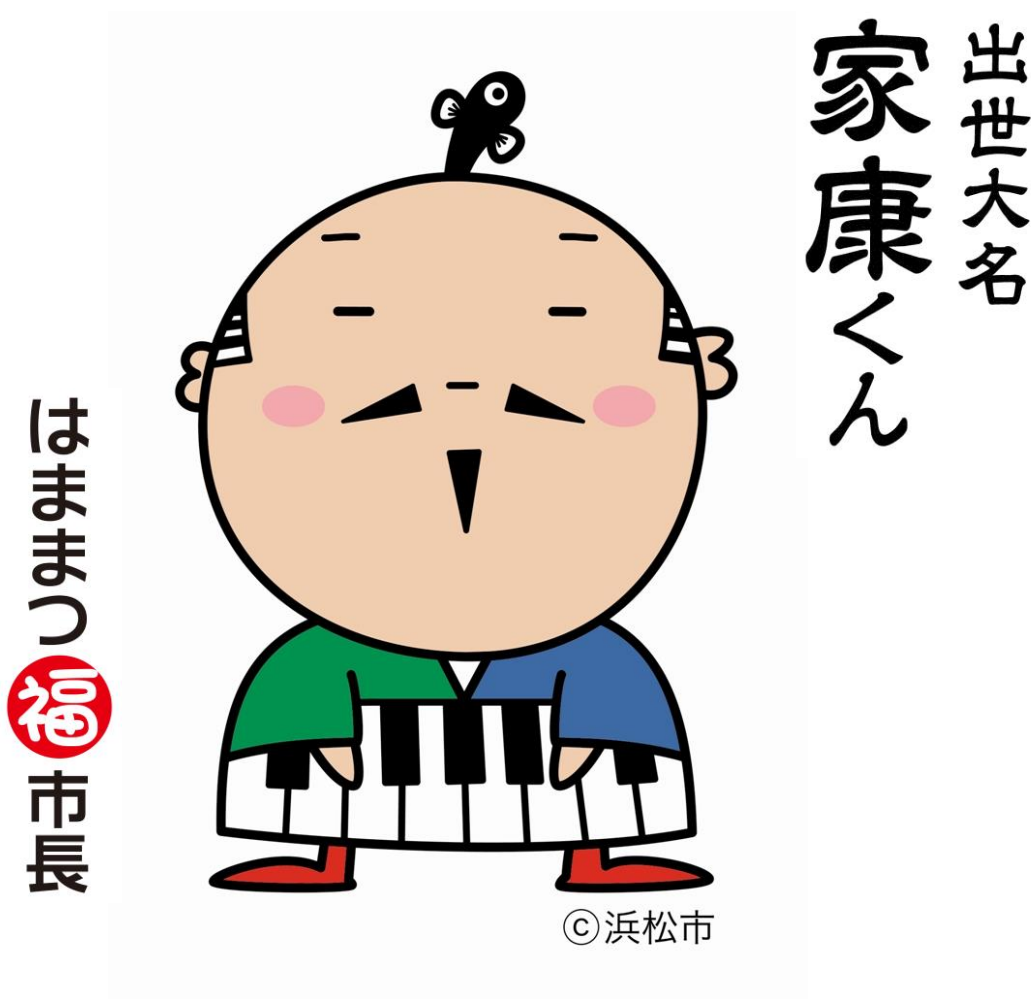


令和2年度版

監査のあらまし



浜松市監査事務局

目次

	ページ
1 監査の目的	1
2 監査等の種類とその概要	1
(1) 法律等の定めにより定期的に行う監査等	
ア 定期監査	
イ 決算審査	
ウ 例月出納検査	
エ 基金運用審査	
オ 健全化判断比率等審査	
カ 内部統制評価報告書審査	
(2) 監査委員が必要があると認めた時に行う監査	
ア 行政監査	
イ 随時監査	
ウ 財政援助団体等監査	
(3) 要求や請求に基づいて行う監査	
(4) 外部監査	
3 監査の効果	5
4 監査体制	6
(1) 監査委員	
(2) 監査事務局	
5 令和元年度の監査等実施状況	7
6 各監査等の主な事例	8
(1) 定期監査	
ア 財務監査	
イ 学校監査	
ウ 工事監査	
(2) 決算審査	
(3) 例月出納検査	
(4) 基金運用審査	
(5) 健全化判断比率等審査	
(6) 行政監査（特定の事案によるもの）	
(7) 随時監査	
(8) 財政援助団体等監査	
ア 財政援助団体監査	
イ 出資団体監査	
ウ 公の施設の指定管理者監査	
(9) 住民監査請求に基づく監査	



©浜松市

出世法師 直虎ちゃん

出世大名 家康くん

1 監査の目的

監査は、市の財務に関する事務の執行や経営に係る事業の管理等について、下記のチェックポイントを視点として行います。市政運営の監視、評価及び指導を行うことで、市の行財政の適正な運営に資することを目的としています。

チェックポイント！

- 事務執行は正確か
- 効果的な方法か
- ルールに従っているか
- 無駄はないか
- 目的にかなっているか



2 監査等の種類とその概要

監査委員による浜松市監査基準(令和2年4月1日全部改正)に準拠した監査を通じて、適正かつ効率的な行財政運営が行われ、行政の透明性確保と市民への説明責任が果たされるよう、市民の視点で市政運営の監視、評価及び指導を行っています。

以下、地方自治法を「法」、地方公営企業法を「公企法」、地方公共団体の財政の健全化に関する法律を「財政健全化法」とします。

(1) 法律等の定めにより定期的に行う監査等

監査区分	内容
ア 定期監査 ＜法第199条第1項、第4項＞	会計年度ごとに次の事項を主眼に実施します。 【財務監査】市の財務に関する事務の執行及び経営が、適正かつ効率的に行われているか。 【学校監査】市の小・中学校の事務の執行及び経営管理等が、適正かつ効率的に行われているか。 【工事監査】市が施行する土木、建築工事等の計画設計及び施工が法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているか。
イ 決算審査 ＜法第233条第2項、公企法第30条第2項＞	決算書や関係書類が適正に作成されているか、記載された計数は正確か、予算に定める目的に従って事務事業が経済的、効果的かつ効率的に執行され、目的を達成しているかどうかを主眼に実施します。
ウ 例月出納検査 ＜法第235条の2第1項＞	会計管理者及び企業管理者の保管する現金の在 High 及び出納関係諸表等の計数の正確性を確認し、現金の出納事務が適正に行われているかどうかを主眼に毎月例日を定めて実施します。

監査区分	内 容
エ 基金運用審査 <法第 241 条第 5 項>	市が、定額の資金を特定の目的に従い、運用するために設置した基金の運用状況について、基金運用状況報告書に基づき、計数の正確性はもとより、設置目的に沿って確実かつ効率的な運用が行われているかどうかを主眼に実施します。
オ 健全化判断比率等審査 <財政健全化法第 3 条第 1 項、第 22 条第 1 項>	実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率が、財政健全化法及び関係法令に定められた基準に準拠し、適正に表示されているかどうかを主眼に実施します。
カ 内部統制評価報告書審査 <法第 150 条第 5 項>	市長から提出される内部統制評価報告書について、市長の評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備にあたるかどうかの判断が適切かどうかを主眼に実施するものです。令和 2 年度は、定期監査等において内部統制の整備状況及び運用状況に関する情報を収集し、審査手法の検討を行います。

(2) 監査委員が必要があると認めた時に行う監査

監査区分	内 容
ア 行政監査 <法第 199 条第 2 項>	経済的、効率的、効果的に行われていない事務事業、合理的な理由がなく著しく遅延している計画等を対象として、定期監査に併せて、適正に行われているかどうかを主眼に実施します。
イ 随時監査 <法第 199 条第 5 項>	定期監査に準じて実施します。
ウ 財政援助団体等監査 <法第 199 条第 7 項>	次の財政援助団体等を対象に、出納その他事務の執行が法令等に準拠し、適正に行われているかどうかを主眼に実施します。 【財政的援助をしている団体、出資している団体】 <ul style="list-style-type: none"> 目的どおりの事業成果を挙げているか。 【公の施設の指定管理者】 <ul style="list-style-type: none"> 市民が安全に、安心して施設を使用できるよう適正な維持管理をしているか。 市民サービスの向上につながっているか。

このほかに、指定金融機関等が取り扱う公金の収納又は支払事務に関する監査があります。

(3) 要求や請求に基づいて行う監査〈法第 75 条ほか〉

- ア 住民の直接請求に基づく監査
- イ 議会の請求に基づく監査
- ウ 市長の要求に基づく監査
- エ 住民監査請求に基づく監査
- オ 職員の賠償責任に関する監査



住民監査請求の流れは次ページに記載していますが、ホームページでもご覧になれます。

浜松市トップ > 「監査 手引」 で検索



監査 手引

検索



<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kansa/kansa/tebiki.html>

(4) 外部監査〈法第 252 条の 27〉

監査委員による監査とは別に、「外部監査」があります。

外部監査には、「包括外部監査」と「個別外部監査」の 2 種類があります。

包括外部監査

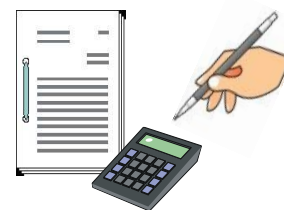
法律の定めにより、弁護士、公認会計士等の監査人資格者と契約し、各年度 1 回以上、特定のテーマを決めて行います。

※ 令和元年度：テーマ「清掃事業に係る事務の執行について」

個別外部監査

市民、議会、市長の請求等によって行います。

※ 令和元年度：請求なし



包括外部監査に関する事務については、政策法務課（Tel053-457-2798）が担当しています。

また、包括外部監査の結果はホームページでご覧になれます。

浜松市トップ > 「包括外部監査」 で検索



包括外部監査

検索

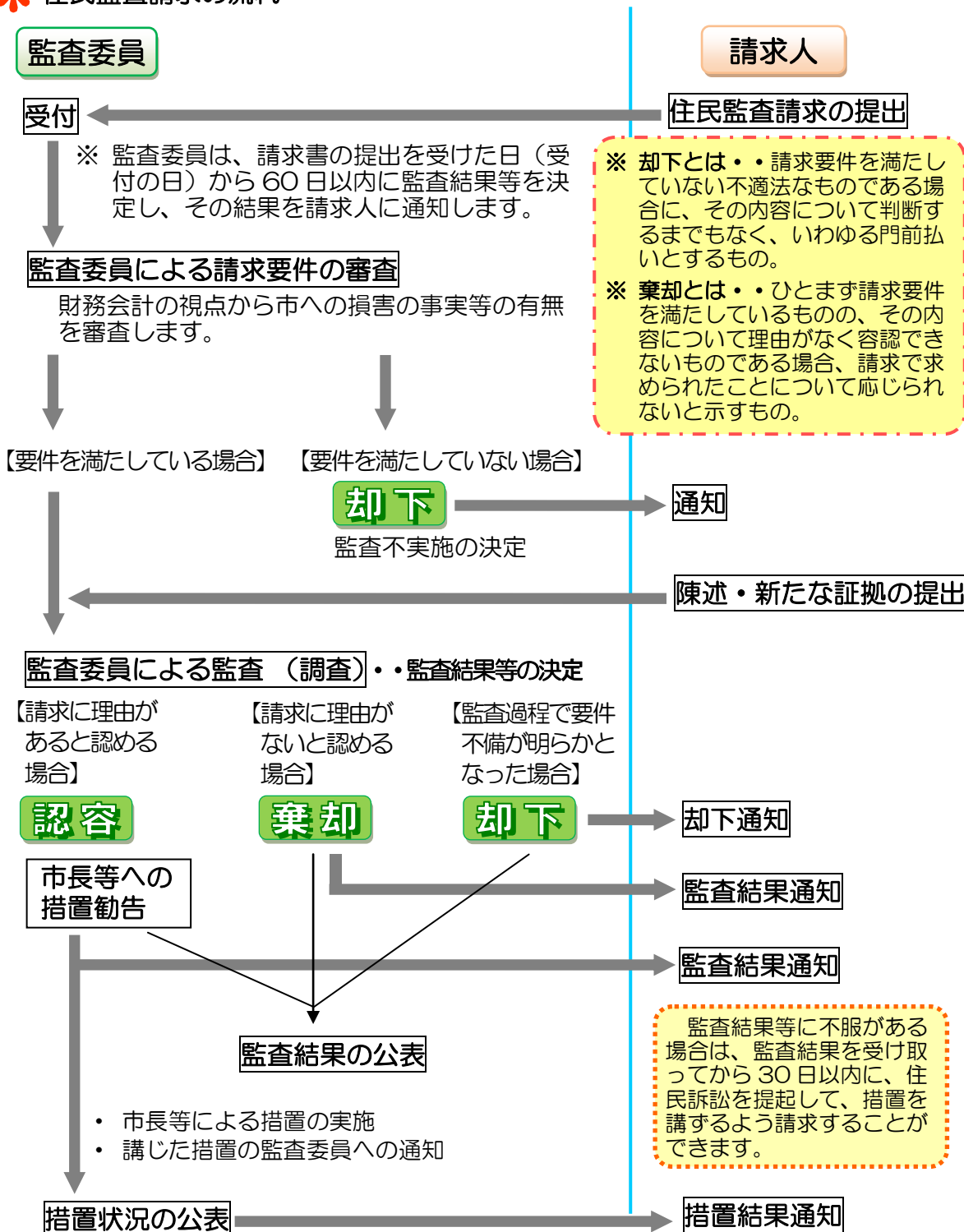


<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/houmu/gaibukansa/index.html>

※前ページ (3) 要求や請求に基づいて行う監査より
●住民監査請求に基づく監査〈法第 242 条〉

住民監査請求は、市民が市長等の執行機関や職員による公金の支出、財産の管理、契約の締結など財務会計上の行為が違法又は不当であると認めるとき、このことを証明する書類を添えて、監査委員に対し監査を求め、市長等に必要な措置を講じるよう請求することなどができる制度です。

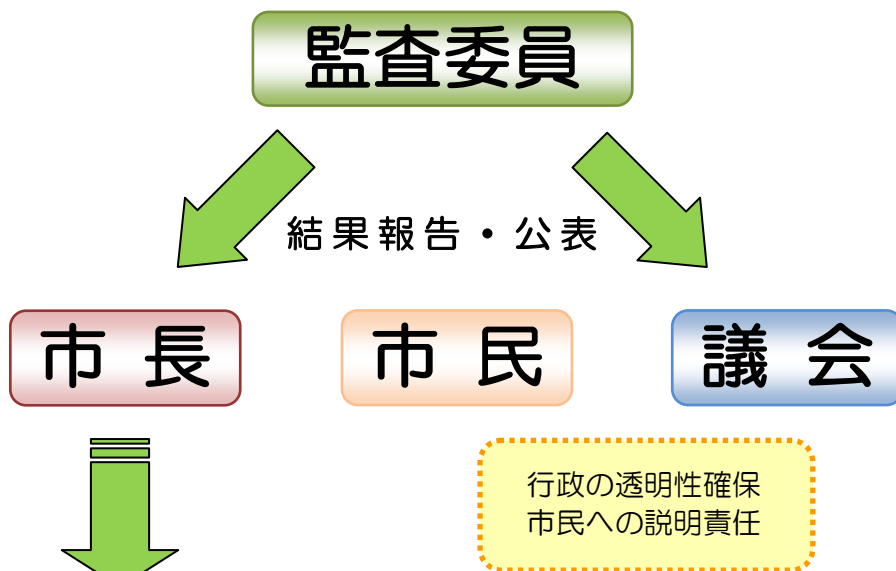
＊ 住民監査請求の流れ



3 監査の効果

監査委員は、監査結果を「監査結果報告書」として市長や議会に報告します。指摘を受けた所管課が是正措置を講じたときは、監査委員へ報告し、監査委員はその結果を「監査結果に基づく措置」として同様に報告します。

監査という仕組みがあることによって、不適切な業務処理や財務管理が改善されるだけでなく、次のような効果も期待できます。



効果

- ・ 監査が定期的に行われることにより緊張感が生まれ、業務を適正に行うよう意識が高まります。
- ・ 過去に指摘され、同じ原因で不適正であったりした類似の事業が精査され、再発の防止になります。
- ・ 複数の職員によるチェック体制が意識されることにより、不正を未然に防ごうとする意識が高まります。
- ・ 各業務においてマニュアルやチェックリストなどが作成され、誤りの防止につながります。
- ・ 他の部署への指摘を参考にして、誤りやすいポイントや改善方法が共有される等、内部統制の強化が図られます。

監査は後が肝心
なのじゃ！



出世大名 家康くん

出世法師 直虎ちゃん

4 監査体制

(1) 監査委員

監査委員は、地方自治法に基づき設置が義務付けられた執行機関で、行政運営に関し優れた識見を有する者及び議員の中から、市長が議会の同意を得て選任します。

浜松市では4人の監査委員が監査を行い、合議（ごうぎ）※により監査結果に関する報告の決定、意見及び勧告に関する決定をしています。それを報告書として市長や議会に提出し公表することで、公正で適正かつ効率的な行政運営を確保することを使命としています。

※ 合議（ごうぎ）とは、2人以上が集まって、一定の方向や結論を見出すべく相談すること。

（令和2年8月1日現在）

区 分	氏 名	任 期	備 考
識見委員	鈴木 利享	令和元年7月1日から令和5年6月30日	常勤
識見委員	佐藤 雅秀	令和2年4月1日から令和6年3月31日	非常勤
議会選出委員	高林 修	令和2年6月17日から議員の任期	非常勤
議会選出委員	斉藤 晴明	令和2年6月17日から議員の任期	非常勤

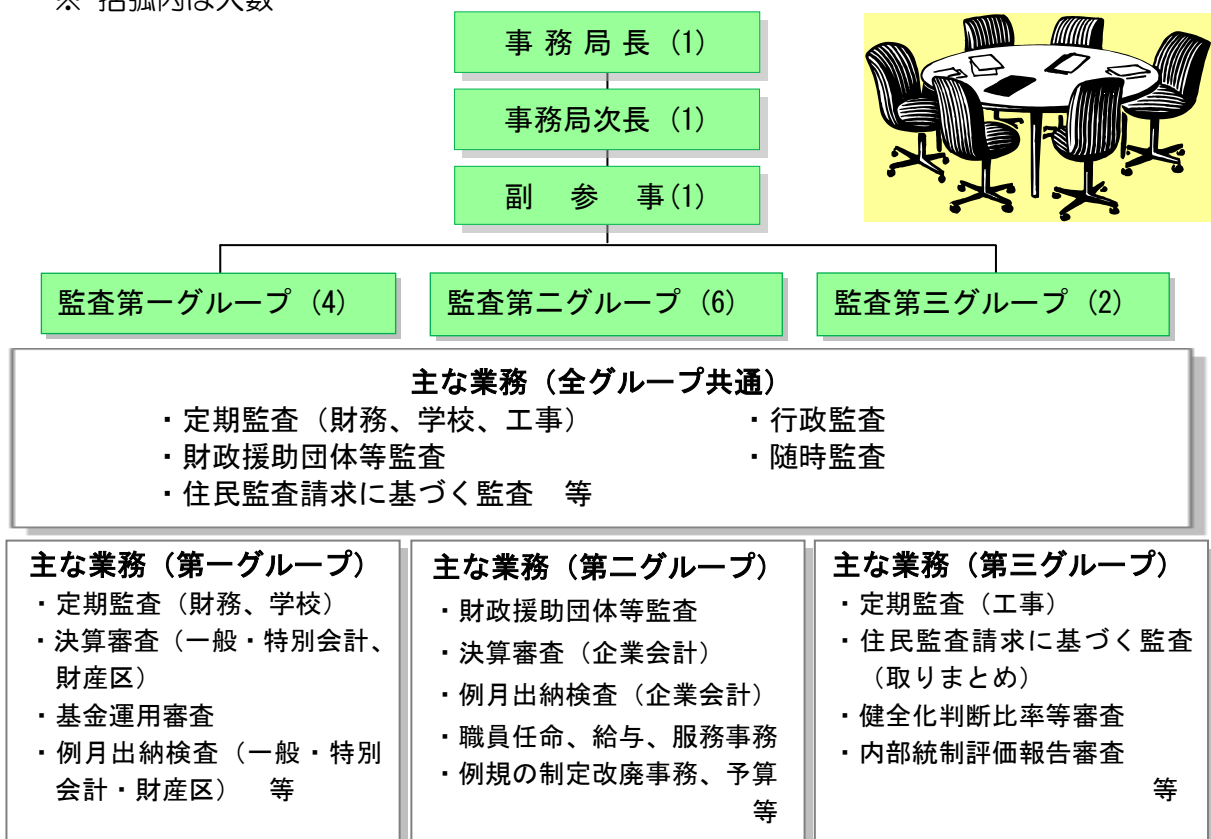
(2) 監査事務局

監査事務局は、監査委員の事務を補助する組織です。

庁内公認会計士及び庁内弁護士を非常勤職員として採用するほか、工事監査における調査事務の一部を外部委託するなど、専門的知識や民間の視点を活かすことで監査の充実・強化を図っています。

●監査事務局組織図（令和2年4月1日現在）

※ 括弧内は人数



5 令和元年度の監査等実施状況

浜松市監査委員が令和元年度に実施した監査、検査及び審査の実施状況を紹介します。市の財務に関する事務の執行や経営に係る事業の管理が適正かつ効率的に行われているかどうか監査等を行いました。なお、監査等に必要な調査の一部は、調査機関に委託し、その意見を参考としました。

監査区分		実施状況【指摘件数等】			
		実施	指摘	指導	意見
定期監査	財務監査 (行政監査含む)	87 課	0 件	151 件	10 件
	学校監査	24 校	0 件	7 件	1 件
	工事監査	12 工事	0 件	2 件	0 件
決算審査		いずれも適正であると認められた。			
例月出納検査		現金の出納及び保管状況は正確で、かつ適正に処理されていると認められた。			
基金運用審査		いずれも適正に運用していると認められた。			
健全化判断比率等審査		いずれも適正に作成されていると認められた。			
行政監査		12 施設 ※1	0 件	8 件	0 件
随時監査	公営企業会計	3 会計	1 件	10 件	0 件
	財務事務等	2 課	0 件	0 件	0 件
財政援助 団体等監査	財政援助団体	8 団体	0 件	11 件	0 件
	出資団体	1 団体	0 件	0 件	0 件
	指定管理者	7 団体	0 件	13 件	0 件
住民監査請求に基づく監査		請求意見が1件（内容3項目）あり、請求内容のうち行政財産でない等の内容は却下し、行政財産の部分の内容は棄却しました。			

※1：協働センター、ふれあいセンターの第2種出先機関

指摘（公表）

……… 法令・条例・規則・要綱等に違反しているもので、
是正及び改善を要するものなど

指導（非公表）

……… 指摘には至らない比較的軽易と認められるものなど

意見（公表）

……… 執行機関に改善・検討などを促し、注意を喚起する
必要があるものなど

6 各監査等の主な事例

令和元年度に実施した監査、検査及び審査のうち、主な事例を紹介します。
なお、各種監査の結果は、浜松市ホームページにある監査事務局のページや図書館等でもご覧になれます。

監査結果に基づく措置や住民監査請求の手引き等、様々な情報を掲載していますので、ぜひご覧ください。

浜松市トップ > 「監査結果」 で検索

監査結果

検索

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kansa/kansa/kansa.html>

(1) 定期監査

ア 財務監査 実施 87 課（指摘 0 件、指導 151 件、意見 10 件）

監査結果

財務に係る事務の執行について監査を行った結果、おおむね適正に処理されていると認められました。

ただし、一部の事務において改善を要する事項が見受けられました。



意見 1

身寄りのない高齢者自ら金銭管理をすることができず、成年後見制度等の支援が講じられるまでの期間や、お亡くなりになった場合に、市職員が預金通帳や金品等を保管する場合がありますが、統一的な取扱いを定めた要綱やマニュアルの整備が作成されていませんでした。

本庁所管課に対し、関係課や各区所管課と調整のうえ、統一した要綱等を定める等の適切な管理手法の構築を求めました。

意見 2

天竜区及び北区における 4 斎場の火葬業務は、一括して委託契約としていましたが、同一業務に対する斎場ごとの積算方法が異なっている状況でした。

また、委託所管課による業務従事者の実績確認も十分ではありませんでした。

委託所管課に対し、4 斎場の火葬業務委託料の積算方法を精査し、仕様等を見直すとともに、委託所管課による業務従事者の適正な実績確認を求めました。



イ 学校監査 実施 24 校（指摘 0 件、指導 7 件、意見 1 件）

監査結果

書類調査により 24 校から 12 校（小学校 8 校、中学校 4 校）を抽出し、現地調査の監査を行った結果、おおむね適正に処理されていると認められました。

ただし、一部の事務において改善を要する事項が見受けられました。



意見

教職員業務の多忙化解消や負担軽減を踏まえ、時間外勤務の減少に関する取組を進める必要が求められていました。

関係各課に対して、学校現場と密に連絡を取り合うなかで、学校事務センター及び各学校の実態検証を行うことで、更に事務の効率化に取り組むよう求めました。

また、時間外勤務の実態を把握、分析し適正に管理することにより、教職員が学校教育活動に専念できるよう、健全な勤務環境の整備についても求めました。

ウ 工事監査 実施 12 工事（指摘 0 件、指導 2 件、意見 0 件）

監査結果

市が発注した工事請負契約等のうち、工事進捗状況等を考慮のうえ選択した案件について、おおむね適正に処理されていると認められました。



出世大名 家康くん 出世法師 直虎ちゃん

(2) 決算審査

審査結果

一般会計及び特別会計の各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書の計数はいずれも正確で、歳入歳出予算の執行は適正であると認められました。

また、各公営企業会計の決算書とその附属書類は法令に基づき作成されており、決算諸表の計数はいずれも正確で、予算執行状況、経営成績及び財政状態に係る表示については、いずれも適正であると認められました。



意見

【一般会計・特別会計】

「少子高齢化、保育・子育て環境の向上等に伴う社会保障施策経費の増大やインフラ・公共施設の更新等による経費増大の影響が懸念され、今後も厳しい財政状況が予想されることから、引き続き、事業の選択と集中により、限られた財源の有効活用を図るとともに、中期財政計画に基づきプライマリーバランスを堅持しながら、将来にわたって持続可能なまちづくりを目指した財政運営が求められる。」とし、次の項目等について意見をしました。

- ・ 健全な財政運営の推進
- ・ 収入率の向上と適正な債権管理
- ・ 国民健康保険事業特別会計の決算について
- ・ 国民健康保険料の債権管理について
- ・ 介護保険料の債権管理について
- ・ 後期高齢者医療保険料の債権管理について

【公営企業会計】

「各企業は、企業の健全な経営等のために策定された「新公立病院改革プラン」、「浜松市水道事業ビジョン」及び「浜松市下水道ビジョン」等に基づき、実績の分析、検証及び課題の早期解決に努めるとともに、人口減少、超高齢社会及び自然災害の発生など変化する社会経済情勢に対応できる健全な経営や安定したサービスの提供ができるよう企業経営に取り組みたい。」とし、次の項目等について意見をしました。

- ・ 資金運用について（病院事業会計）
- ・ 政策的医療交付金の審査について（病院事業会計）
- ・ 利益の清算について（病院事業会計）
- ・ 浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業について（下水道事業会計）
- ・ 汚水衛生処理率向上について（下水道事業会計）

(3) 例月出納検査

検査結果

会計管理者等の所管に係る現金の出納及び保管状況について、出納事務手続、帳簿及び書類の整理の適否、さらには検査調書と会計諸帳票の計数の照合による検査を行った結果、いずれも正確であり、かつ適正に処理されていました。

(4) 基金運用審査

審査結果

基金運用状況報告書について審査を行った結果、その計数は正確であり、その設置目的に則して適正に運用していると認められました。

(5) 健全化判断比率等審査

審査結果

健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の財政指標の総称）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、財政健全化法及び関係法令に定められた法令に定められた基準に準拠し、いずれも適正であると認められました。

また、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類も、適正であると認められました。

(6) 行政監査(特定の事案によるもの)実施：12 施設（第2種出先機関）

（指摘0件、指導8件、意見0件）

監査結果

第2種出先機関（協働センター、ふれあいセンター）を対象に監査を行った結果、おおむね適正に処理されていると認められました。



(7) 随時監査 実施 公営企業 3 事業会計、財政課、アセットマネジメント推進課
(指摘 1 件、指導 10 件、意見 0 件)

監査結果

病院事業、水道事業及び下水道事業の公営企業会計への事務処理や財政課及びアセットマネジメント推進課への指定管理者制度に係る事務を対象に監査を行った結果、おおむね適正に処理されていると認められました。
ただし、一部の事務において改善を要する事項が見受けられました。



指 摘

病院事業において、指定管理者が、市の備品である医療機器を民間の診療所に共同利用させることに当たっては、「浜松市リハビリテーション病院の管理に関する基本協定書」による本業務として使用料を徴収すべきでしたが、「浜松市病院事業の設置等に関する条例」に基づく料金の設定を行わず、市の収入としていない状況でした。

同条例に基づき料金の設定を行い、市の収入とするよう適正に事務処理を行うよう求めました。



改善措置

浜松市病院事業会計の所管課は、指定管理者に対して「浜松市病院事業の設置等に関する条例」に基づき料金の設定を行い、市の収入とするよう明確にするとともに、指摘の使用料について市の収入としました。

今後は、同条例に基づき適正な事務処理を行うとともに、指定管理者との調整等を確実にを行うように是正しました。

(8) 財政援助団体等監査

ア 財政援助団体監査

実施 8 団体 (指摘 0 件、指導 11 件、意見 0 件)

監査結果

財政援助団体を対象に監査を行った結果、おおむね適正に事務が行われていると認められました。

イ 出資団体監査

実施 1 団体 (指摘 0 件、指導 0 件、意見 0 件)

監査結果

出資団体を対象に監査を行った結果、おおむね適正に事務が行われていると認められました。

ウ 公の施設の指定管理者監査

実施7団体（指摘0件、指導13件、意見0件）

監査結果

公の施設の指定管理者を対象に監査を行った結果、おおむね適正に事務が行われていると認められました。

(9) 住民監査請求に基づく監査

令和元年度は、1件の住民監査請求がありました。

請求内容

北区引佐町に民間事業者が設置する、産業廃棄物最終処分場建設地内（処分場建設地内）における急傾斜地の崩壊により生じる処分場建設地内を流れる普通河川（水路）への侵害を防止するため、必要な措置等を求めるもの。

（下に示す①から③まで）

- ①「水路の付替えを中止すること」
- ②「水路を適切に管理すること」
- ③「急傾斜地の崩壊を防止する措置を、関係する民間事業者にさせ、又は市が自ら行うこと」



監査結果

- ①「水路の付替えを中止すること」

付替え後の水路の予定地は、現在、市の行政財産ではないことから、財産の管理を怠る事実にあたらないため却下しました。
- ②「水路を適切に管理すること」
 - ・処分場建設地内の急傾斜地の崩壊により、水路の財産的価値をどのように損なうのか具体的な主張はなく、財産的価値が損なわれる具体的な危険は生じていないことから、財産の管理を怠る事実が認められないため棄却しました。
 - ・水路は、河川管理施設等がない自然流水であり、その流水に急傾斜地の土砂等が流入している事実は認められない。仮に急傾斜地の土砂が流入しても、直ちに効用に支障が生じない。また、市が水路の所有権を有していない部分は行政財産でないため、財産そのものが不存在であることから、財産の管理を怠る事実にあたらないため却下しました。
- ③「急傾斜地の崩壊を防止する措置を、関係する民間事業者にさせ、又は市が自ら行うこと」

処分場建設地内の急傾斜地が、市の行政財産ではないため、財産の管理を怠る事実にあたらないことから却下しました。



浜松市
HAMAMATSU CITY

令和2年度版 監査のあらまし

令和2年8月発行

【発行】浜松市監査事務局

〒430-8652 浜松市中区元城町 103-2
TEL (直通) 053-457-2391